

富山県地域防災計画修正案に対する意見の募集結果

1 募集期間

令和3年1月26日（火）から令和3年2月5日（金）まで

2 募集方法

閲覧場所：富山県ホームページ

県庁（県民サロン、県情報公開総合窓口、防災・危機管理課）

各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）

県立図書館

意見の提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール

3 提出された意見の件数 1件

4 意見の要旨と県の考え方 別紙のとおり

○ 富山県地域防災計画改定案に対するご意見及び県の考え方

ページ	意見の概要	県の考え方（案）
地震・津波災害編 108 風水害編・火災 編・個別災害編 81 原子力災害編 48	指定避難所での設備について、避難所での暑さ寒さ対策も大きな要素であるので、空調の整備を記載した方が良い。	<p>【地震・津波災害編】</p> <p>第2章第5節 救援・救護体制の整備 第3 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備において、「必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、<u>空調</u>、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。」と既に記載されておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【風水害編・火災編・個別災害編】</p> <p>第2章第5節 救援・救護体制の整備 第3 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備を地震・津波災害編と同様の記載に今回、修正します。</p> <p>【原子力災害編】</p> <p>第2章第9節 避難の受入れ活動体制の整備</p> <p>第2 8 指定避難所における設備等の整備において「貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、緊急用燃料、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、<u>空調</u>、ユニバーサルデザインのトイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める」と既に記載されておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>